

平成29年第4回安城市議会定例会陳情文書表

平成29年12月1日

番 号	陳 情 第 4 号	受理年月日	平成29年11月22日												
件 名	音楽や演劇のあるまちづくりに関する陳情														
提 出 者	安城市まちづくり市民会議 文化創造委員会委員長 小 出 人 己														
付託委員会	市民文教常任委員会														
要 旨	<p>陳情の趣旨</p> <p>(1) 安城市民会館サルビアホール（以下「サルビアホール」という）で市が行う音楽、演劇での市民会館自主事業が少なく、またサルビアホールで行われる自主事業は近隣市に比べて回数が同等でも予算措置が少ないと感じています。さらに他団体による音楽関係の企画、演劇関係の企画も極端に少ないのが実情です。市民が多様な音楽や演劇に触れる機会をつくることは、市の「人づくり・人育て」にとって重要です。小中学生にサルビアホールで、音楽や演劇を市主催で鑑賞させる取り組みやサルビアホールを提供し、小中学生が舞台上で発表する取り組み等が盛んになることも「人づくり・人育て」の視点からも重要です。</p> <p>(平成29年度4月から11月までの自主事業の比較)</p> <table border="0"> <tr> <td>安城市民会館サルビアホール</td> <td>6回</td> </tr> <tr> <td>刈谷総合文化センター</td> <td>6回</td> </tr> <tr> <td>知立市文化会館かきつばたホール</td> <td>5回</td> </tr> <tr> <td>知立市文化会館花しょうぶホール</td> <td>8回</td> </tr> <tr> <td>知立リリオホール</td> <td>5回</td> </tr> <tr> <td>碧南文化芸術ホール</td> <td>11回</td> </tr> </table>			安城市民会館サルビアホール	6回	刈谷総合文化センター	6回	知立市文化会館かきつばたホール	5回	知立市文化会館花しょうぶホール	8回	知立リリオホール	5回	碧南文化芸術ホール	11回
	安城市民会館サルビアホール	6回													
刈谷総合文化センター	6回														
知立市文化会館かきつばたホール	5回														
知立市文化会館花しょうぶホール	8回														
知立リリオホール	5回														
碧南文化芸術ホール	11回														
<p>(2) 安城市で開催されている「第九交響曲演奏会」は1979年にスタートし、今年で開催で20回目になります。近年では、2007年の市制施行55周年、2012年の市制施行60周年、そして今年和市制施行65周年に、安城市からの補助金を頂いて開催しています。「第九交響曲演奏会」は補助金があるから開催できています。市制施行50周年記念事業として実施した市民演劇「狐たちの安城ヶ原」も補助金のおかげで上演しています。第九交響曲演奏会や市民演劇は、多数の人たちが長期間に渡り創り上げていきます。補助金が「人づくり・人育て」に繋がっています。市内では、現在でも自主的なイベントを開催している人は多数います。特に6月のアンフォーレの開館以降、ホールでのイベントは多彩に企画されています。</p> <p>市民が自主的に企画、参加するイベントができることは、市の活性化にも繋がります。賑わいにも繋がっています。何よりもイベントを通じて、人と人が繋がっています。音楽や演劇のイベントに力をいれることは市の未来に繋がります。</p>															
<p>陳情事項</p> <p>(1) サルビアホールでの音楽、演劇関係の市民会館自主事業が充実して行える予算措置をして下さい。</p> <p>(2) 市制施行65周年記念事業として、2017年11月27日の「ベートーベン第九交響曲演奏会」に金銭面で支援したように、サルビアホール、アンフォーレホールで音楽、演劇関係の市民企画イベントを計画する開催団体に、事業が充実して行える予算措置をして下さい。</p>															

平成29年第4回安城市議会定例会陳情文書表

平成29年12月1日

番 号	陳 情 第 5 号	受理年月日	平成29年11月22日
件 名	乾杯で地元の食文化の振興と市民の幸せを願う条例(乾杯条例)の制定を求める陳情		
提 出 者	太 田 安 彦 他6名		
付託委員会	経済福祉常任委員会		
要 旨	<p>陳情の趣旨</p> <p>私たちの生活を支え、文化を育て、産業を興した先人と豊かな水と大地の恵みに感謝し思いを馳せ、地元で作られた酒類や地元の農産物からつくられた茶や飲み物で乾杯し、地元の食材を食すことで、酒やビール等の醸造業と質の高い農産物がある安城市にとって、本市の醸造品並びに農産物の振興と伝統ある食文化の継承発展を図ると同時に、飲める人も飲めない人も、男性も女性もマナーと節度を保ちながら、飲食を楽しむことで、本市の活性化を図る条例が必要です。</p>		
	<p>陳情事項</p> <p>以下の条文案を参考にして議員提案で条例を制定して下さい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>かつての安城は「安城が原」と呼ばれ、新美南吉の童話に出てくる「ごんぎつね」が住むような枯れた大地でした。そこに都築弥厚が拓いた明治用水により、矢作川の水が引かれたことで、この地に農業が根づき「日本デンマーク」と呼ばれるほど豊かな碧(みどり)あふれる大地に変わりました。</p> <p>そして古くから伝わる三河万歳に加えて、安城小唄や安城音頭などの民謡が生まれ、安城芸妓による芸妓文化や、日本三大七夕のひとつに数えられる安城七夕まつりなど多くの伝統と文化が花開きました。</p> <p>今では、基幹産業でもある自動車産業等が進出し、日本のモノづくりを支える地域になりましたが、その源もまた母なる川「矢作川」の水によるものです。</p> <p>そこで、私たちの生活を支え、文化を育て、産業を興してきた先人と豊かな水と大地の恵みに感謝し思いを馳せ、地元でつくられた酒類や地元の農産物からつくられた茶や飲み物で乾杯し、地元の食材に舌鼓を打つことで、本市の食文化の振興を図り、飲める人も飲めない人も、男性も女性もマナーと節度を保ちながら、より一層絆を深め豊かで活気ある人間味あふれる幸せな地域になることを目指してこの条例を定めます。</p> <p>第一条 (目的)</p> <p>この条例は、地元で醸造された酒類及び地元の農産物を原料とする茶や清涼飲料水を積極的に用いた乾杯を奨励するとともに、地元農産物等の地産地消による食文化の振興と産業の活性化を図り、郷土愛と絆を醸成し豊かで人間味あふれる地域づくりに寄与することを目的とする。</p> <p>第二条 (市の役割)</p> <p>市は、前条の目的を達成するために、積極的に必要な措置を講じるよう努めるものとする。</p> <p>第三条 (事業者の役割)</p> <p>市内で醸造業を営む者及び食品加工販売事業者・農産物生産者等は、第一条の目的を達成するために主体的に取り組むとともに、市及び他の事業者と相互に協力するよう努めるものとする。</p>		

要	<p>第四条（市民の協力） 市民は、本条例の主旨を尊重し、地産地消の取組みに協力するよう努めるものとする。</p> <p>第五条（嗜好等の配慮） 市、事業者及び市民は、この条例に基づく取組み等を実施するに当たり、個人の嗜好及び意思を尊重するとともに、自己の健康管理に留意し、交通ルールを遵守し、飲酒飲食等におけるマナーと節度を保つよう努めるものとする。</p>
旨	